

三木市 競争入札参加資格審査申請要領

(令和6年度 物品納入・役務提供等 補充登録)

三木市が、令和6年度に発注する物品の買入れ、製造の請負及び役務の提供（以下『物品・役務等』という。）に係る入札参加資格審査の申請要領は次のとおりです。

1 申請方法

申請用WEBサイトから申請（電子申請）してください。

※三木市ホームページからアクセスしてください。

※紙での提出は必要ありません。

三木市ホームページ上にある『申請要領及び様式』をダウンロードし必要事項を入力の上、提出に必要な添付書類とともにすべて電子ファイル化（申請書はExcelのまま、その他書類はPDF化）し、申請期間内にWEBサイトから申請してください。

2 受付期間

令和6年1月5日（金）から令和6年1月19日（金）

※申請の受付期間を過ぎると、受付ができませんのでご注意ください。

3 資格の有効期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで（令和6年度の1年間）

4 申請できない者（欠格要件）

次のいずれかに該当する者は、申請書を提出できません。（申請されても受理できません。）

- (1) 令和6年1月1日（以下「**審査基準日**」という。）において、営業年数が2年未満の者。
- (2) 審査基準日の直前2年間に、その事業に係る販売等の実績がない者。
ただし、市長が適当と認めた場合は、この限りでない。
- (3) 法令により許可、認可、登録又は届出等（以下「許認可等」という。）が必要な事業（業務）について、当該許認可等を受けていない者。
- (4) 次の各税を滞納している者。
 - ① 法人の場合 法人税並びに消費税及び地方消費税
(市内に本店又は営業所等を置く者は、前記及び三木市税)
 - ② 個人の場合 申告所得税並びに消費税及び地方消費税
(市内に本店又は営業所等を置く者は、前記及び三木市税)
- (5) 地方自治法施行令第167条の4第1項（同第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者
- (6) 地方自治法施行令第167条の4第2項（同第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者並びに三木市暴力団排除

条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団密接関係者のいずれかに該当する者。

5 提出書類

下記の書類を提出してください。

ア 入札参加資格申請書

イ 【法人】登記簿謄本（履歴事項全部証明書）《証明書の交付日が、令和5年10月1日以降のもの。》

※ 現在事項全部証明書は不可。

【個人】誓約書

ウ 印鑑証明書（法人のみ） 《証明書の交付日が、令和5年10月1日以降のもの。》

【法人】法務局の証明書

※個人の方は、印鑑証明書の提出は不要です。

エ 使用印鑑届

※印鑑登録印（実印）以外に使用印鑑がある場合のみ提出すること。

オ 財務諸表

【法人】直近決算年度分の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書(又はこれに準ずるもの)

【個人】令和4年分所得の確定申告書1表の写し及び収支内訳書（全2頁）又は青色申告決算書（全4頁）の写し（個人番号（マイナンバー）については、隠した上でコピーしてください。）

カ 納税証明書 《証明書の交付日が、令和5年10月1日以降のもの。》

【法人】法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（税務署の証明書 様式その3の3）

【個人】申告所得税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（税務署の証明書 様式その3の2）

※ 市内に本店・支店等を置く事業者は三木市税の納税証明書（※「滞納なし証明」）を提出すること。

（1通300円要）

キ 委任状（任意様式可）

ク 許認可等証明書（許認可等を受けている事業等がある場合のみ）

ケ 代理店・特約店証明書（ある場合のみ）

コ 会社概要（パンフレット等ある場合のみ）

6 その他

- ・ 大型機械器具の納入に当たり、多額の据付工事費が伴う場合は、「建設工事」で別に申請してください。
- ・ 役務の提供ではあるが、測量業務、建設工事に係る設計・コンサルタント、地質調査、不動産鑑定又は耐震診断等の業務の請負を希望する場合は、「測量・建設コンサルタント等」で別に申請してください。
- ・ 新規に取得した許可・登録等については、年度途中においての業種の追加登録は行わないので、次回の入札参加資格審査申請受付時に申請してください。

7 問合せ先

〒673-0492

兵庫県三木市上の丸町10番30号

三木市 総務部 財政課 契約係

☎ 0794-82-2000（内線2453・2454）